

研究評価委員会における研究の評価方法等について

I 評価の目的

「科学技術基本計画」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(以下「大綱的指針」という。)」、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、公正かつ透明性のある研究評価を行い、評価結果を研究活動、研究体制の整備・運営等に的確に反映することにより、

- 社会経済状況、住宅・社会資本に係る国民的・社会的要請、国土技術政策の企画立案・実施に必要な技術ニーズ、公共事業等の効果的実施に必要な現場技術ニーズ等を的確に踏まえた研究課題の設定、適切な研究計画の作成及びその効率的かつ着実な実施
- 組織の使命に応じて研究能力が最大限に發揮されるような研究体制の整備・運営
- 研究成果の円滑かつ適切な行政及び社会への反映並びに国民への研究内容の開示

等に資することを目的とする。

II 評価の内容

公正・透明な研究評価を行うため、外部専門家及び外部有識者による研究評価委員会を設置して外部評価を行う。

国総研は自らの研究活動について十分な自己点検を実施することとし、そのために、必要に応じて研究評価所内委員会による内部評価を行う。

■研究評価委員会

国総研の研究活動全般について評価を行う(機関評価等)。

今年度は、以下について評価を行う。

- 1) 平成 21 年度の国総研における研究活動について
- 2) 今後の研究の進め方について

■研究評価委員会分科会

国総研が重点的に推進する個別研究課題について評価を行う。

III 評価結果等の公表

研究評価委員会(分科会含む。)における評価結果は今後の研究活動に適切に反映させる。また、評価結果及びその対応は原則としてその内容を公表する。